

第7節 災害発生時の対応

(火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時)

学校は、災害発生時に備え、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、緊急連絡体制や緊急対応体制等を整備しておく。また、危機管理マニュアルの作成・周知や、避難訓練、児童生徒や教職員の備蓄品の整備、避難所開設に向けた訓練等、災害発生時に備えた準備を進めておく必要がある。

1 緊急連絡体制の整備

- ・自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図る。
- ・教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく。
- ・災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておく。
- ・児童生徒の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく。
- ・児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に、災害が発生したり、災害に関する警報が発表されたり、若しくは避難指示等が発令された場合の登校や休校について、できる限り事前に設置者等と協議し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知する。
- ・災害発生時等に備え、児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込む。
- ・様々な場面や状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における災害発生を想定した訓練等を行う。

2 緊急対応体制の整備

- ・関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにする。
- ・防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく。
- ・教職員の出張や休日中の非常配備の場合などには、複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておく。
- ・指定避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日頃から市区町村の防災担当部局や自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、施設の使用制限について等）を確認しておく。その際、地域住民が避難所を運営できる体制を整備しておく必要がある。
- ・市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、大規模災害時には地域住民が避難してくることも想定されるため、指定されていない学校も、学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

3 避難が必要な場合

- ・災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められるため、教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。
- ・事前に避難所開設等の実践的な訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておく。
- ・避難の際に必要な物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやAED、その他の非常持ち出し品等）は、すぐに携行できるように準備しておき、訓練で実際に活用してみる。
- ・停電時を考え、放送以外の方法でも全児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

参考 大規模災害発生時の帰宅困難に備えて準備しておくよいもの(例)

<参考> 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン

平成 27 年 3 月 内閣府（防災担当） より 一部抜粋

第 2 章 一斉帰宅の抑制

2. 企業等における施設内待機

◇学校等における児童・生徒等の安全確保

- ・学校等は、平時より、保護者等との連絡体制を構築しておく。
- ・特に、児童・生徒等の安全確保及び保護者への引き渡しに係る方針を作成することが望ましい。
- ・発災時には、保護者等との連絡を取り、学校内もしくは他の安全な場所での待機等の児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

【参考資料 2】 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方

3 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

4 備蓄品目の例示

- (1) 水 : ペットボトル入り飲料
- (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等） ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 ・救急医療薬品類

大都市圏において、M7クラス以上の地震が発生すると、当該大都市圏の鉄道・地下鉄は少なくとも3日間は運行の停止が見込まれている。（本ガイドライン前提より）

* 交通機関の遮断により、電車等で通学している高校生はもとより、保護者が帰宅困難となり家に帰れない児童生徒等も出ることが予想されるので、学校では対応策を事前に講じる必要がある。

4 地震に対する危機管理

<地震から児童生徒等の命を守る取組>

国の地震調査研究推進本部によれば、マグニチュード7クラスの地震が、千葉県を含む南関東地域で発生する確率は、今後30年以内に70%といわれている。

また、県は平成28年5月、県内で将来起こりうると思われる大型地震（千葉県北西部直下地震、房総半島東方沖日本海溝沿い地震）について、想定被害を調査した結果をまとめ発表した。

各学校においては、千葉県がおかれているこの状況を冷静に受け止め、計画的、実践的な防災訓練の実施に努めることが喫緊の課題となっている。

なお、防災訓練を計画・実施するに当たり、学校単独の実施に終始させるのではなく、学校・家庭・地域、消防署等関係機関と連携した地域一体の防災訓練の実施に努めることが大切である。

（※東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、令和元年10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定した。これを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要である。）

○防災体制を確立する。

日ごろから、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、教職員の役割等を明確にしたマニュアルに基づき、校内の防災体制を確立しておく。

※以下の場合についても、マニュアルを整備しておく。

- ・ 授業中に地震が発生した場合（管理職が不在の場合を想定）
- ・ 登下校時に地震が発生した場合

○管理・運営体制を確立する。

- ・ 日常における施設、設備等の安全管理体制の充実を図るとともに、避難所としての運営体制を確立しておく。

※参考：阪神大震災における避難所等としての運営体制

学校施設は

・ 地域住民の生活の場
・ 児童生徒の学習の場
・ 犠牲者の安置場所

 として使用された。

- ・ 学校として保持すべき防災用具（ラジオ、トランシーバー等）の整備、点検に努める。
- ・ 避難経路等の安全性を踏まえ、避難方法を定めておくとともに、平常時における避難経路の安全確保（落下・転倒物の除去）にも努める。

○実践的な防災避難訓練、児童生徒の引渡し訓練を実施する。

- ・ 学校単独での避難訓練にとどめるのではなく、学校・家庭・地域、関係機関等が連携した地域あげでの防災避難訓練を実施することが重要である。

※市町村部局等と連携した総合的な防災訓練の実施に留意する。

- ・ 児童生徒等の引渡し方法等については、年度始めに保護者に説明しておくとともに、事前に引渡しカード等を作成しておく。
- ・ 引渡し訓練については、授業参観後など、保護者が学校に集まった機会に実施することも考えられる。なお、年度当初等、できるだけ早い時期での実施が望まれる。

○日常からの教職員の意識の向上を図る。

- ・ 地震発生と同時に、児童生徒等の頭等の防御、避難等に対する適切な指示が出せるよう、常に防災意識の高揚に努める。

○「地域ルーム」の活用による日常的な情報共有に基づき、学校と地域が相互に支援する体制の構築を図る。

地震災害への危機管理

危機管理のポイント

- ・過去の地震による地域への被害情報等を収集し、今後の防災計画に活かす。
参考:「防災学習ハンドブック(指導者用)」、千葉県防災教育指導資料
「備えあれば憂いなし」
- ・児童生徒等の発達段階、地域や学校の実態等を踏まえた防災計画を作成し、学校・家庭・地域が連携した防災対策組織を確立する。
- ・児童生徒等及び教職員の安全確保を最優先に努め、状況に応じた迅速かつ適切な対応をとる。
- ・地震発生時に児童生徒等のパニックや心の動揺が心配されることから、児童生徒等を落ち着かせ、安全に避難させる対応が重要となる。

地震発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

①安全確保及び火の始末

- ・授業担当者は、児童生徒の安全確保のための具体的な指示を迅速に行う。
机の下にもぐる。
防災頭巾や本、かばん等で頭を保護する。
転倒の恐れのあるロッカーや窓ガラス等から離れる。 等
- ・児童生徒等の避難路を確保する。(出入口の開放など)
- ・火気を使用している場合は、ゆれが収まったら直ちに火を消し、ガスの元栓を締める。
また、電気器具のコンセントも抜く。

②情報の収集

<管理職>

- ・校内の状況(施設・設備、人的な被害状況等)を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。また、被害の状況によっては、対策本部を設置する。
- ・地域における被害状況等を把握する。(テレビ、ラジオ等)

<授業担当者>

- ・児童生徒等の負傷の有無や程度を確認するとともに、パニックを抑える。
- ・負傷者がいる場合は、他の教職員等と連携し、負傷児童生徒等の救護に当たる。
- ・避難する際は、避難経路等の安全に留意する。

※廊下等における転倒物、上部からの落下物等の危険性の確認

<授業のない教職員>

※役割分担に応じた行動をとる。

- ・分担して各教室等に急行し、授業担当者から児童生徒等の負傷状況等を正確に確認する。
確認情報については、速やかに管理職に報告する。
- ・負傷者がいる場合は、養護教諭等と連携し、救護に当たる。
- ・校舎の被害状況等を確認し、避難経路や避難場所の安全性を確認して管理職に報告する。

③避難指示及び児童生徒等の誘導

<管理職>

- ・揺れが収まり、避難経路・避難場所の安全性を確認した後、校内放送等で避難指示を行う。

<授業担当者>

- ・緊急放送等による避難場所、避難経路などの指示に従い、児童生徒等を避難誘導する。
- ・落ち着いて行動させる。「お・か・し・も」の徹底

① さない ② けない ③ ゃべらない ④ どらない

<授業のない教職員>

- ・分担し、避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送、ハンドマイク等、確実な伝達方法により、各教室等に避難指示を伝える。
- ・校舎内等に逃げ遅れた児童生徒等がいないか確認する。

④避難場所での対応

- ・学級担任(不在の場合には、これに代わる教職員)は、速やかに担当学級の人員確認及び負傷状況等について確認し、管理職に報告する。

※児童生徒等に不明者がいる場合には、安全性に留意し速やかに搜索・救助に当たる。

- ・管理職(不在の場合は、予め校長から指示された教職員)は、児童生徒等の負傷の程度に応じ、救急車を要請する。また、養護教諭を中心とした救護班を組織し、応急措置等の対応を指示する。
- ・学級担任(不在の場合はこれに代わる者)は、負傷した児童生徒等の保護者に連絡し、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。

※児童生徒等の負傷状況、搬送先等、被災者に関する情報をまとめておく。

事後の対応

- ・管理職(不在の場合は、予め校長より指名された教職員)は、学校の被害状況等を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて支援要請を行う。
- ・校舎内外の施設設備の点検を行い、学校全体の安全確認に努める。なお、必要に応じ、立入禁止区域を設けるなどの安全対策を講ずる。
- ・管理職(不在の場合は、予め校長より指名された教職員)は、速やかに地域の被害状況について情報を収集する。
- ・通学路の安全状況、交通機関の運行状況について速やかに確認する。
- ・避難以降の授業日程等については、校舎等の被害状況、余震の状況などの要件を総合的に勘案し、教育委員会、関係機関、PTA役員等で協議する。なお、児童生徒等を下校させる場合は、保護者への直接引渡しを原則とすることから、保護者と連絡が取れない児童生徒等については、学校に待機させる。
- ・児童生徒等の心のケアに努める。(スーパーバイザーの派遣要請)

※派遣要請については、大規模地震発生時の要請は困難であり、ライフラインが確保されるなど、生活に落ち着きを取り戻した段階で行う。

5 風水害に対する危機管理

<風水害から児童生徒等の命を守る取組>

台風や豪雨等による風水害については、突発的に起こる震災とは異なり、気象情報などで台風等の接近を容易に予測できることから、事前に対応策を講ずることができると思われがちであるが、万全を期し、風水害による被害を最小限におさえられるよう、一層の安全対策を講じておくことが重要となる。

近年の特徴として、台風の規模拡大、過去の降水量記録を上回るゲリラ的な集中豪雨等、風水害による被害は想定の外を超えたものとなっている。

このような状況の下、学校は児童生徒等の安全確保を第一に考え、正確な情報収集に努めるとともに、教育委員会や関係機関等と協議し、風水害への対策を迅速に取り組むことが大切である。

○情報収集と情報伝達の整備・点検

- ・管理職は、テレビ、ラジオ、インターネット等によるリアルタイムでの気象情報の収集に努める。
- ・保護者や児童生徒等への緊急連絡網を早期に整備しておく。
- ・当該地域における情報連絡体制（関係機関、PTA役員、区長等）を整えておく。

○学校区内における危険箇所の把握と周知

- ・日ごろから、学校区内の危険箇所（道路の冠水状況、土砂崩壊等）について関係機関に照会し、その結果を教職員間で共通理解するとともに、児童生徒等へ周知する。

○児童生徒等の通学路の確認

- ・日ごろから児童生徒等の通学路の状況や登下校の様子を把握しておく。

○登下校に係るポイント

- ・管理職は、登下校に係る具体的な指示（臨時休校、家庭又は学校での待機等）を出す場合、今後の気象情報、通学路の安全状況等の把握、設置教育委員会、関係校長会等との情報交換など、児童生徒等の安全を第一に総合的に判断する。

※下校させる場合は、職員を引率させたり、通学路に職員を配置したりするなど、万全な安全対策を講じる。

※下校に際し、家族が不在で家屋の立地状況等に危険が予想される児童生徒等については保護者と連絡をとり、学校に待機させる等の適切な措置を講じる。

- ・公共交通機関を利用して通学している児童生徒等がいる場合は、運行状況や運行予定を速やかに把握し、迅速に判断する。

○児童生徒等の引渡しと待機

- ・下校に際する児童生徒等の安全性の問題から、状況によっては保護者への引渡しを行う。なお、家族が不在の場合は、保護者と連絡をとり、学校に待機させる。

※県立高等学校については、学校の実情に応じて対応する。

風水害への危機管理

危機管理のポイント

- ・今後の気象状況についての情報収集を行い、児童生徒等の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応をとる。
- ・通学路等の冠水、土砂崩壊等の被災状況を確認し、通学経路の実態を把握する。
- ・公共交通機関を利用して通学している児童生徒等がいる場合は、運行状況や運行予定を把握する。
- ・年度初めの時期に台風や豪雨等の襲来も考えられることから、学校は早期に緊急連絡網等を整備することが求められる。(学級別、登校班別等、各種連絡網の整備)

風水害発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

①情報の収集

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を収集する。
- ・教育委員会や防災担当課等から災害等に関する情報を収集する。
- ・PTA役員、地域住民(区長等)から学区内の通学路の状況や土砂崩れ等の被害状況について、情報を収集する。
- ・必要に応じて、教職員を分担し、通学路の安全確認を行う。
- ・近隣の学校との情報交換を行う。
- ・登下校に公共交通機関を利用している児童生徒等がいる場合は、その運行状況を確認する。

②登下校・待機の判断

《登校時に家庭で待機させる場合》

- ・気象状況により、児童生徒に危険をおよぼしかねない状況が発生した場合(発生しようとしている場合)、気象情報を確認の上、登校時間の変更等に関する情報交換を教育委員会や近隣の学校と行う。
- ・連絡網等(学級、登校班等による)により、登校時間の変更等について保護者に連絡する。
- ・児童生徒等の登校に際しては、教職員で分担し、可能な範囲で通学路の状況把握に努める。

《下校させる場合》

- ・緊急連絡網等により保護者に連絡する。
- ・家族等の状況(不在、家屋に危険が予想される等)によっては、児童生徒等を学校に待機させる。なお、この場合においては、保護者と連絡を取り、待機の実態を伝えるとともに、引き渡し等について確認する。
- ・職員の引率、集団下校、通学路の変更、保護者の出迎え等、万全な安全対策を講じ下校させる。
- ・地域との連携・協力のもと、安全な経路の確保、誘導などに努める。

《学校に待機させる場合》

- ・緊急連絡網等により保護者に連絡する。(児童生徒の待機と引渡し等について)
- ・校内の安全な場所を待機場所とする。
- ・児童生徒等を待機場所に集める。なお、集合単位は、地区ごと、学年ごと等、学校の実情に応じ決定する。児童生徒等を安心させることを第一に考える。
- ・児童生徒等に、災害の状況や保護者からの連絡を伝える。
- ・下校が可能となった児童生徒等から、保護者に引き渡す。

事後の対応

- ・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告する。なお、必要があれば支援要請をする。

参考 令和元年千葉県を襲った台風・大雨 ～ 過去の風水害を次への教訓に ～

令和元年に、千葉県では台風や大雨等により大きな被害を受けました。教育関係機関においても、県内の広範囲で施設・設備等が大きな損壊を受けるとともに、各学校では、児童生徒等の安全を確保するために教育課程を大幅に変更するなど、緊急対応が迫られました。

【台風15号】“令和元年房総半島台風”

- 令和元年9月9日(月)午前5時頃、千葉県に上陸した。
- 台風本体の接近時に風や雨が強まり、千葉県内各地に大雨警報・洪水警報・暴風警報等が発令された。
- 千葉県は災害対策本部(第1配備体制)を設置した。

<災害の状況>

- ・ 県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風となった。
* 最大瞬間風速 … 千葉 57.5メートル、木更津 49.0メートル、館山 48.8メートル
- ・ 長期かつ広域の暴風により、午前8時頃には、最大64万1千軒の大規模停電と、広範囲にわたる断水が発生した。また、鉄道の運休等も相次いだ。
- ・ 災害発生の初期段階では、住家被害などの全容がつかめず、甚大な被害が発生したことを確認するまでに時間を要した。
- ・ 公立学校等(千葉市を除く)のうち、9月9日は635校が全部休業、481校が一部休業となった。また、停電や断水等により、多くの学校で登校再開までに数日間を要した。
- ・ 学校施設等の被害は、倒木、屋根やガラス・ネット等の破損、フェンスの倒壊等であり、県立学校においては、158校のうち約9割にあたる139校に被害があった。
- ・ 特に、南房総地区、北総地区、東上総地区での物的被害が大きかった。(児童生徒の人的被害はなし)

<市町村教育委員会や学校が抱えた主な課題>

◇ 停電、断水により長期の休業を強いられたこと

- ・ 信号機の不能や倒木等で安全な通学が保障できない。トイレや水道が使用できない。給食が供給できない。

◇ 通信機能が遮断されたこと

- ・ 休校や登校再開等の連絡がつかない。固定電話、メール、携帯電話、防災無線が使えない。児童生徒の安否等確認や、学校の被害状況の把握ができない。

→ 家庭訪問、通学路に立つ、広報車、給水所やスクールバス停留所等への貼り紙等で対応

◇ 学校の施設・設備等が破損し、安全性がすぐに確保できなかったこと

- ・ 校舎等の破損、ガラス破損、倒木、雨漏り(床や教科書・学用品等が水に浸る)などが生じた。

◇ 学校を再開する判断・安全な登下校や学校生活に向けた対応が難しかったこと

- ・ 給食が配給できない。通学路の安全が確保できない。道路が通行できずに、スクールバスが運行できない。電源車が学校に配備できない。児童生徒宅の停電や断水等が解消しない。

〔台風19号〕 “令和元年東日本台風”

- 令和元年10月12日(土)から13日(日)にかけて伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した。
- 大型で猛烈な台風となり、千葉県内各地に大雨警報・洪水警報・暴風警報等が発令された。
市原市では竜巻と想定される突風が発生し、人的被害が生じた。
- 台風15号の被害から復旧していない家屋等が多くあり、被害が拡大した。
- 千葉県は災害対策本部(第2配備体制)を設置した。(台風15号から継続)

<災害の状況>

- ・非常に強い風が吹き、非常に強い雨が降ったため、浸水害や洪水害が生じた。
 - *最大瞬間風速 … 千葉 40.3メートル、勝浦 36.7メートル、銚子 36.1メートル、我孫子 32.0メートル
 - *総降水量(10月10日00時~13日24時)… 牛久 195.0ミリ、坂畑 188.0ミリ、木更津 182.0ミリ
- ・鉄道の運休や広域の停電等、交通障害やライフラインに大きな影響があった。
- ・10月14日(月)は体育の日であったため、ほとんどの学校で教育課程への影響はなかったが、北総地区や南房総地区の一部の学校では、午前中のみ授業を行うなど、一部休業の措置をとった。
- ・県内各地で河川の氾濫等が想定されたため、多くの市町村で避難指示や避難勧告が出された。そのため、学校施設を避難所として開設した学校が数校あった。

〔10月25日 大雨〕 “児童生徒等の在校時に襲った大雨”

- 台風21号周辺の湿った空気が流れこみ、昼前から昼過ぎにかけて強い雨雲が発達し、県内の広い範囲で猛烈な雨が降った。
- 千葉県は災害対策本部(第2配備体制)を設置した。(台風15号から継続)

<災害の状況>

- ・記録的な大雨のため、県内の所々で、土砂災害・浸水害・洪水害の危険度が極めて危険な状況(レベル4相当)となった。
 - *総降水量(10月25日00時~25日24時)… 牛久285.0ミリ、大多喜276.0ミリ、佐倉248.0ミリ、鴨川246.5ミリ
- ・鉄道の運休や広域の停電等、交通障害やライフラインに大きな影響があった。
- ・学校では児童生徒が在校中に天候が刻々と変化し、河川の増水や道路の冠水など通学路の安全が十分に確保できない学校もあった。そのため、各学校は児童生徒等を下校させるかどうか、難しい判断を迫られた。
- ・児童生徒を通常時刻に下校させず、学校に引き留めた公立学校[千葉市を除く]は、小・中学校319校(32.4%)、高等学校20校(13.7%)、特別支援学校9校(22.0%)に上った。
- ・児童生徒の安全確保のため、学校等に宿泊した児童生徒は833人に及んだ。該当校は、教職員が宿泊し、食糧等は予め学校に備蓄してあるものや市町村からの支援物資等を使用して一夜を過ごした。

*「千葉県気象情報：銚子地方気象台」「令和元年台風15号等への対応に関する検証(中間報告)：千葉県」「10月25日の大雨における学校の対応について(調査)：学校安全保健課」をもとに作成

6 火災に対する危機管理

<火災の事故から児童生徒等の命を守る取組>

○防火体制の確立

- ・ 教室等の火元責任者を中心に、日ごろから火気点検に努める。また、教職員全員が、消火器の所在や使い方を熟知しておく。
- ・ 避難経路の周知及び経路の安全確保に努めておく。
- ・ 教職員の役割分担（避難誘導、消防署等への通報連絡、救護、初期消火、重要書類の搬出等）に応じた防火体制の周知徹底を図る。

※近隣の火災に際しては、児童生徒等の安全を確保した後、従来の役割分担に応じた防火体制をとる。

○実践的な避難訓練の実施

- ・ 出火時間、出火場所等、様々な状況下での避難訓練を実施する。
- ・ 負傷者、行方不明者等が発生した時の具体的な行動を示した訓練を実施する。

※管理職が不在の場合も想定した防火体制も確立しておく。

火災による事故への危機管理

危機管理のポイント

- ・ 児童生徒等及び教職員の安全確保を最優先する。
- ・ 速やかに消防署に通報するとともに、状況に応じて初期消火に当たる。また、負傷者の応急処置や避難誘導等の迅速な対応が求められる。

火災発生時の対応（被害を最小限にするための緊急対応）

① 火災発生の確認と初期対応

<管理職（不在の場合はこれに代わる者）>

- ・ 火災発生の状況確認を指示し、場所等を確認した後、避難経路及び避難場所を決定する。
- ・ 消防署、警察（必要に応じて）に通報する。
- ・ 正門等の開錠を指示し、緊急車両の進入路を確保する。

<授業担当者等>

- ・ 児童生徒等のパニックを抑え、教室等にて次の指示を待つ。
- ・ 火気を使用している場合は、消火するとともに、ガスの元栓等を閉める。

<その他の教職員>

- ・ 火災発生場所等を確認し、管理職に報告する。
- ・ 可能であれば初期消火に当たる。

②避難指示及び児童生徒の誘導

<管理職(不在の場合はこれに代わる者)>

- ・避難経路及び避難場所を緊急放送等で指示する。
- ・重要書類の搬出を指示する。
- ・避難経路等において誘導と安全確保の支援に当たる。

<授業担当者等>

- ・児童生徒等のパニックを抑えるとともに、出席の児童生徒等を確認した後、避難指示に基づき、安全に避難させる。(煙の状況によっては、身を低くし、ハンカチを口に当てるなど、具体的な指示をする。)
- ・特別な支援を要する児童生徒等については、十分に配慮し避難誘導に当たる。

<その他の教職員>

- ・分担し、避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。
- ・役割分担等に応じた行動をとる。
- ・校内放送、ハンドマイク等、確実な伝達方法により、各教室等に避難指示を伝える。
※指示伝達が徹底されているかの確認を行う。
- ・校舎内等に逃げ遅れた児童生徒等がないか確認する。
- ・重要書類を搬出する。

③避難場所での対応

- ・学級担任(不在の場合には、これに代わる教職員)は、速やかに各学級の出席している児童生徒等の確認及び負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
※児童生徒等に不明者がいる場合には、管理職に報告するとともに、管理職の指示に従い速やかに捜索活動に当たる。
- ・管理職(不在の場合は、予め校長より指示された教職員)は、負傷した児童生徒や教職員が生じた場合、救急車を要請する。また、養護教諭を中心とした救護班を組織し、応急措置等の対応を指示する。
- ・児童生徒等が負傷した場合は、負傷の程度、移送された病院等の情報を保護者や家庭に連絡する。

事後の対応

- ・管理職(不在の場合は、予め校長より指名された教職員)は、学校の被害状況等を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて支援要請を行う。
- ・今後の予定等について保護者に連絡する。
- ・児童生徒等を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。
- ・事情聴取等については、管理職が対応する。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容について発表することが大切である。
- ・児童生徒等の心のケアに努める。(スーパーバイザーの派遣要請)

第8節 被害を最小限にするための主な留意点と再発防止

危機が一旦おさまった後、学校は、速やかに児童生徒等の安否確認、学校での待機や保護者への引渡し等を行う。また、教育活動の再開に向けた取組を進めるとともに、児童生徒等への心のケアを十分に行う。

さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について調査・検証を行い、再発防止策を講じる。

1 安否確認の留意点

○児童生徒等が学校内にいる場合

- ・ 負傷者がいるかどうか、全員を集合させる若しくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・ 休み時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められたそれぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・ 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、「子供 110 番の家」などに避難していないかを調べる。(校外活動中の場合も同様に安否確認を行い、学校に報告する。)

○児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

- ・ 児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、「子供 110 番の家」、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
- ・ 教職員は2次被害等に巻き込まれないように注意する。

○安否情報の集約

- ・ 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所や総括担当者を決め、確認を進める。
- ・ 負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移る。
- ・ 学校の電話に問合せが殺到し使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

2 児童生徒等の引渡しと待機

○引渡しと学校待機等の判断

- ・ 状況を把握し、児童生徒等の安全を最優先した判断をする。
- ・ 校長は、緊急対応の方法等について全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。
- ・ 停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておく。

○引渡しを行う際の留意点

- ・ 地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集する。
 - * 引渡しの判断基準(例)… 通学路に被害が発生していないか。
 - 地域被害が拡大するおそれがないか。
 - 下校の時間帯に危険が迫っていないか。
 - 引き渡す保護者にも危険が及ばないか。

- ・事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要である。
- ・引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておく。(引渡し訓練の実施による手順の確認等)
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校にとどめるなど、保護者と確認する。
- ・園児や障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

3 事故等発生後における教育活動の継続・再開に向けた取組

○学校機能の早期回復を図るための応急的対応策の策定(学校と設置者等との協議・連携)

○児童生徒等、教職員の被災状況の把握

- ・被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- ・学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

○施設・設備等の確保

- ・複数の目で安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
- ・ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。(発電機や電源車等)
- ・事故等の発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討する。
- ・校舎内の安全な場所で学習の場が確保できない場合、他校や他施設の使用を検討する。
- ・被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

○教育活動再開の決定・連絡

- ・教育委員会等と共に、児童生徒や家庭等の状況、通学路や施設等の安全性、給食提供等の状況等を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

○教育環境の整備

- ・学校施設が避難所となる状況が長期化した場合は、避難所運営組織等と協議する。
- ・教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- ・必要に応じて転出入の手続きを行う。

○給食提供の再開

- ・学校薬剤師等の協力を得て、学校給食調理場の臨時検査を行う。
- ・学校給食調理場の清掃や消毒方法、給食再開に向けた衛生管理状況について、保健所等の助言や援助を得る。
- ・保健所等より、地域の感染症や食中毒の発生状況の情報を得る。

○児童生徒等の心のケア

- ・養護教諭等を中心に、スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮し、必要に応じて対応する。

4 避難所としての学校の対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営できる状況をつくっておくことが重要である。

<児童生徒等が在籍している場合の例>

- ・ 児童生徒等の在籍中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。
- ・ 被害の状況を踏まえながら、校長の指揮の下、教職員は避難所の開設にも協力する。

<児童生徒等が在籍していない場合の例>

- ・ 教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。
- ・ 休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。

なお、学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

5 事後の調査・検証・報告・再発防止

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。

<再発防止に向けた事後対応の留意点>

○被害児童生徒等への対応

- ・被害児童生徒等や保護者等の心情に配慮した対応を行う。
状況によっては、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣する。

○学校及び学校の設置者の対応

- ・学校及び学校の設置者は、発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。

(「学校事故対応に関する指針」(文部科学省平成 28 年3月))

○学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合の対応

- ・学校の設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。

○調査委員会の運営

- ・詳細調査は、外部専門家等であって、当該事案に対し特別な利害関係等を有しない者(第三者)により構成される調査委員会を設置して行うこととされているが、その中立性・公平性に疑義が生じないよう、被害児童生徒等の保護者の意向を丁寧に確認しながら調査委員会の運営を行うことが重要である。
- ・教育委員会等は、平常時より事故等発生後の調査体制とともに、学校において発生した事故等の検証や被害児童生徒等の保護者等への対応など、事故等発生後の対応全般にわたり、学校や教職員等への組織的な支援を行う。

○再発防止策の策定・実施

- ・学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる。
講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価する。

【参考】 学校事故対応のポイントと取組例

1 学校事故対応に関する指針

趣 旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事件事例の共有、緊急時対応に関する体制整備

※（2 重大事故発生時の対応 （1）校内役割分担（事件・事故対策本部）の例）参照

- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※1) で発生した「事故」を対象

※1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」（千葉県教育関係職員必携平成28年度版P四六六）参照

《事故発生直後の対応》

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施

※（2 重大事故発生時の対応 （2）傷病者発生時に必要となる役割分担の例）参照

《初期対応時の対応》

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故

※（2 重大事故発生時の対応 （3）第一報の報告様式の例）参照

【報告先】＜公立学校＞ ・学校の設置者

・市町村立学校（指定市立学校を除く。以下同じ。）の事案の場合は、県教育委員会（教育事務所）に報告

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応
- 《初期対応終了後の取組》
- 詳細調査の実施

3. 調査の実施

〔基本調査〕

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- 調査対象と調査の実施主体

【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）

【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施

- 基本調査の実施
 - ・関係する全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）

- ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り

※（2 重大事故発生時の対応 （4）個人の記録用紙（5）時系列での記録用紙の例）参照

- ・関係機関との協力等

- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

- ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

〔詳細調査への移行の判断〕

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断

- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施

ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合

イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

ウ) その他必要な場合

〔詳細調査〕

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体： <公立学校> ・特別の事情がない限り、学校の設置者

- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成

※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く

- 詳細調査の計画・実施

①基本調査の確認

②学校以外の関係機関への聴き取り

③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査

④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り

※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる（公開／非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議）

※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有

- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言

- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供）

：調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明

- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施

- 学校の設置者は、(市町村立学校の場合は県教育委員会(教育事務所)を通じて) 国にも報告書を提出

- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県教育委員会担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート

- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア

※（2 重大事故発生時の対応 （6）危機発生時の健康観察様式の例）参照

- 災害共済給付の請求

- コーディネーターによる事故対応支援

・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣(事故対応の知見を有する県又は市町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

参考：「学校事故対応に関する指針【概要版】」

2 重大事故発生時の対応

(1) 校内役割分担（事件・事故対策本部）の例

役割	主な内容	担当者		
		順位 1	順位 2	順位 3
本部(指揮命令者)	全体の状況把握と必要な指示、掌握			
聴き取り担当	教職員、児童生徒等への聴き取り			
個別担当	被害児童生徒等の保護者など個別の窓口			
保護者担当	保護者会の開催やPTA役員との連携			
報道担当	報道への窓口			
学校安全担当	校長(副校長)・教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携等			
庶務担当	事務を統括			
情報担当	情報を集約			
総務担当	学校再開を統括			
学年担当	各学年を統括			
救護担当	負傷者の実態把握、応急手当、心のケア			

※ 出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう、学校の実情に応じて、事故発生時の指揮命令者について、順位付けを明確にするとともに、事故発生時の役割ごとにも担当教職員を複数配置し、分担順位を決めておく。

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料2】」

(2) 傷病者発生時に必要となる役割分担の例

AEDの手配	心肺蘇生を含む応急手当	救急車の要請	保護者への連絡	児童生徒等の誘導	救急車の誘導	記録

※ 現場の指揮命令者は、応援のために事件・事故発生場所に到着した教職員に、上記の役割分担を指示し、対応にあたる。

救急車要請（119番通報）時の5つのポイント

1. 【火災・救急の別】「救急です。」と、はっきり言うこと。
2. 【場所】所在地は、正しく、詳しく言うこと。目印となるビルや公園、交差点名なども伝えること。
3. 【事故等の状況】「だれが」「どうしたか」を正確にわかりやすく言うこと。
4. 【通報者の氏名連絡先】「私の名前は〇〇〇〇です。電話番号は△△△-□□□□です（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。）」と通報者を明らかにすること。
5. 【携帯電話による通報の場合】通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場近くで安全な場所にいること（再確認する場合がある。）。

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料4】」

(3) 第1報報告様式の例

学 校 名	
被害児童生徒氏名	年 組 氏名 (男・女)
症 状 ・ 死 因 等	
事 故 発 生 日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分頃
事 故 発 生 場 所	
災害発生状況 (具体的に記載)	
災害発生に対して学 校のとした措置状況 (応急手当や医療機 関への搬送等)	
その他参考となる 事項	
連絡先	
報告者	職 氏名

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料5】」

(4) 個人の記録用紙の例

1. 被害児童生徒等について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。

(例：○日前から頭が痛いと言っていた、○日前の体育の授業で頭をぶつけた等)

2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、(他の職員の対応等の) 見たこと、聞いたことを、覚えている限り、全て記載してください。

時系列(覚えていれば時刻を記入)	自分がいた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料6】」

(5) 時系列での記録用紙の例

事故発生日：平成 年 月 日 ()

被災児童生徒名： 年 組 氏名 (男・女)

記録者(職 氏名)

※時系列で逐次記録する。

月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害児童生徒等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する(対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実か推察かの区分け等を記載する。

《記録に当たっての配慮事項》

- 時系列で記録
- 正確な内容(事実と推察は区別しておく。不明なものには「？」を記入する。)
- 箇条書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料6】」

(6) 危機発生時の健康観察様式の例

年 組 氏名

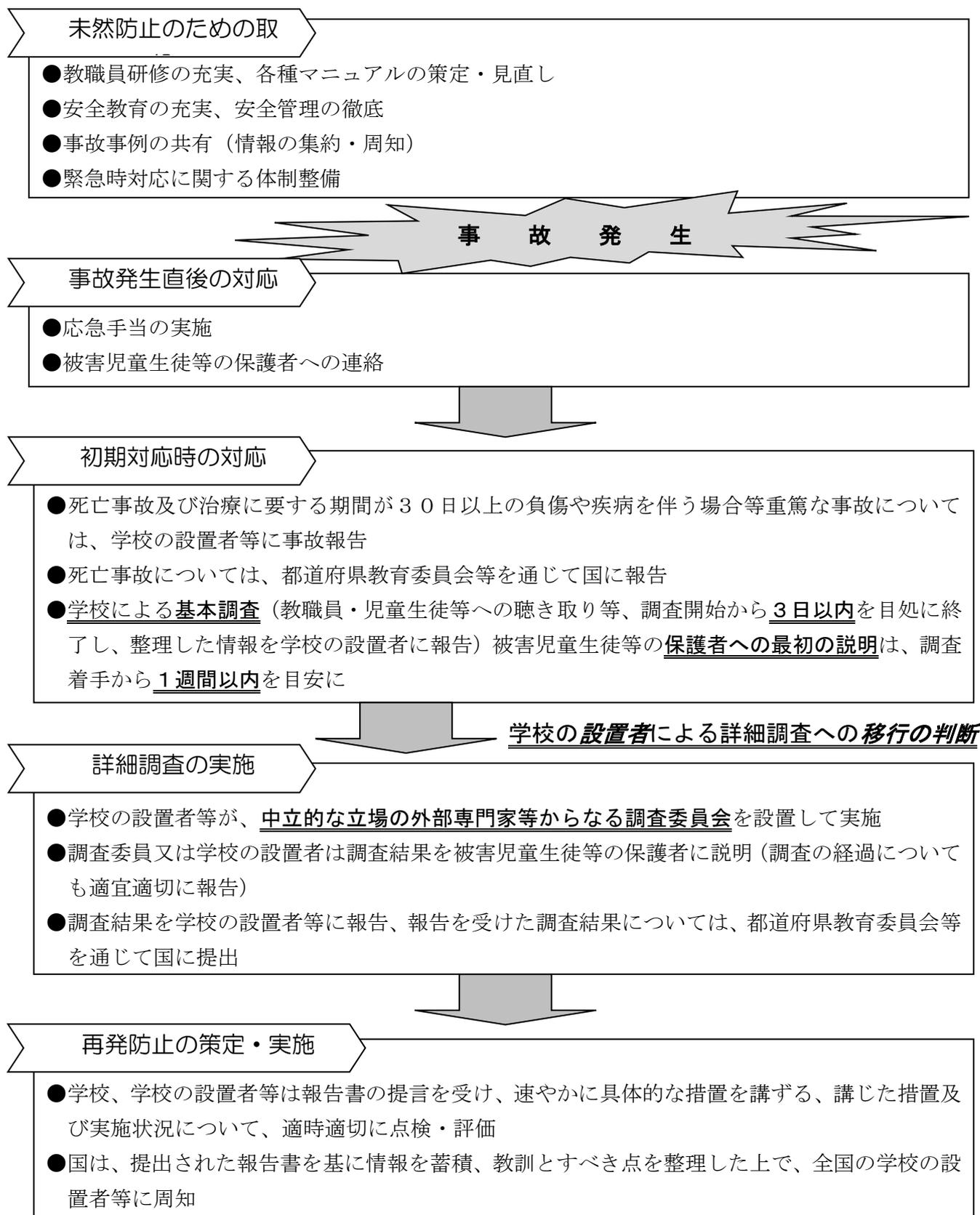
(記入日:平成 年 月 日(曜日) 記入者:)

調査項目	対象	日常	危機発生時			
			知的障害	自閉症	てんかん	その他
児童生徒の訴え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い、うとうとする					
	体の痛み(頭が痛い、お腹が痛いなど)					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観察される状態	落ち着きがない					
	ぼんやりすることが多い					
	イライラしている					
	元気がなく、意欲が低下している					
	ハイテンションである					
	あまり話さなくなった					
	物音に過敏になる					
	人が違ったように見えることがある					
	こだわりが強くなる					
	発作の回数が増える					
	パニックの回数が増える					
体重減少あるいは急激な体重増加						
その他	薬の服用ができていない					
	いつもの様子と違う(記述)					

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、あてはまる項目に○印を記入します。
「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、あてはまる項目に○印を記入します。
「危機発生時」の中の「その他」の欄には、その他の疾患・障害を記入します。
※日常もこの用紙を使用する際は、「日常」の欄が、記入済みとなります。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒は、 の欄の項目を特に注意深く観察してください。
障害に依りて出やすい症状や変化に注意したい項目です。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録するようにします。また、必要な項目があれば、随時追加してください。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合には、特に注意が必要です
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示します。養護教諭は、全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係職員で対応について検討します。

参考:「学校事故対応に関する指針【参考資料8】」

3 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ <文部科学省資料>



※必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置（事故対応の知見を有する都道府県又は、市区町村の職員、学識経験者）

第9節 幼稚園等、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。（※幼稚園等:幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)・幼保連携型認定こども園)

1 幼稚園等における主な留意点

幼児の発達の特性や地域の特徴を十分に理解した上で学校安全計画等を作成し、全教職員の協力的体制の下、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である。

なお、以下の主な留意点のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）も踏まえて、事故発生の防止に努める必要がある。

<教職員の役割の理解・役割分担>

- ・勤務日ごとに当日出勤している教職員の役割分担を理解し、行動する。
- ・その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともに、その他の教職員の分担も理解し、行動する。
- ・バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。
- ・特別な配慮の必要な幼児については、幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図っておく。
- ・全教職員が揃わない早朝の預かり保育など教育課程に係る教育時間外の活動時や園外保育の際は、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図る。

<園外保育>

- ・園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となる。
- ・活動場所やその経路に関する事前の実地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切である。

<避難訓練・研修>

- ・朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足(徒歩・バス・電車)などの様々な場面や時間帯を想定して実践的な避難訓練を行う。
- ・非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。
- ・AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できるようにする。

<安否確認>

- ・保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員間の連携を密にして、内線などで対策本部に報告し、いかなる状況でも即座に園の全人員の安否を確認する。

<保護者との連携>

- ・事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。
- ・保護者の勤務場所や兄弟姉妹の有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。

<避難所対応>

- ・幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。
- ・近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。
- ・施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。
(詳細については「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」参照)

2 特別支援学校等における主な留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全教育を心掛けることも必要である。また、各部が相互に連携するための体制を整えていくことが重要である。

(詳細については「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照)

<障害のある児童生徒等の特性に応じた安全管理の留意点>

- ・児童生徒等の障害の状態や学校・地域の実情に応じて、学校安全計画等に具体的に対応を反映させる必要がある。
- ・ヘルメットや防災頭巾等を被ることが難しい児童生徒等の教室では、安全点検について、保護者や消防署等とも連携し、安全な環境づくりを推進する。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍している場合は、災害時における避難や学校待機を想定した備えについて学校保健計画と学校安全計画とのいずれかに明記されていることを確認する必要がある。
- ・複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されていたりする場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要がある。

- ・特別支援学校は、複数の市区町村を学区としていることも多く、県立学校の場合は所在する市区町村の防災担当部局と連携を図ったり、学校の所在地だけでなく学区に起こり得る災害について広く情報を収集したりするなど、適切な対応を検討する必要がある。
- ・福祉や医療との連携も重要であり、連絡会議を設けるなど、具体的な連携の方法について検討するとともに、例えば、放課後等デイサービス等との連絡会議において災害時の連絡方法について確認をしておくことも大切である。
- ・校外学習の場合は、実地踏査に行き、児童生徒等の障害の種類や程度に応じて必要な設備等について確認を行う必要がある。また、付き添う教職員等の間で、児童生徒等の障害の状況はもちろんのこと、その日の体調についても申し送りをし、安全に留意する必要がある。

○障害に応じた情報伝達方法の整備

例)聴覚障害:点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法

○障害に応じた避難経路・避難体制の整備

例)車椅子利用をする場合の経路や、エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法

○障害に応じた避難訓練の実施

例)知的障害:訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路やとるべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにする。

○保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討

<特別支援学校における通学の安全管理のポイント>

- ・通学の安全確保の観点からは、バス停までの通学方法についても確認しておくことが必要である。
- ・自力通学の児童生徒等に対しては、登下校中の緊急事態等発生時の対応について、事前に保護者と共通理解を図っておくとともに、情報収集方法や安全を確保する方法など、児童生徒等に十分な指導をしておく必要がある。
- ・車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけでなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もあるので、障害者に関するマークなどを身に着け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切である。

<特別支援学校における心のケアの引継ぎ>

- ・心身の状態や状況を表現しにくい児童生徒等は症状に気づかれにくく、ASDやPTSDの発症の仕方や時期、症状は様々であり、数年たってから症状が出ることも考えられる。
- ・事故や被災後は、児童生徒等の様子を観察できる環境を整え、その様子を個別の教育支援計画を活用して関係機関と共有して引き継ぐ必要がある。

<特別支援学校における教職員研修のポイント>

- ・スクールバスの運転手や介助員、寄宿舎の指導員、非常勤講師等、多様な教職員が関わるため、全ての職員について、普通救命講習の受講ができるように研修を計画したり、勤務の割振りを変更したりすることが必要である。
- ・沿岸部を通るスクールバスの場合、津波警報の受信の方法の確認や、その際の対応や連絡方法についての研修ができるようにすることも必要である。
- ・寄宿舎がある学校では、夜間における安全に係る研修について体制を整備することも必要である。

<避難所対応>

- ・特別支援学校は、一般の避難所では生活に支障をきたす、特別な配慮を要する要配慮者とその介護者のための福祉避難所としての役割を担う可能性もある。
- ・必要に応じて、事前に具体的な対応の内容、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、市町村の防災部局等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。
- ・児童生徒等が学校に待機する場合に必要な物資等については、児童生徒等の障害の状況も踏まえて整理し、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

参 考

福祉避難所とは？

○福祉避難所とは

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」

（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

○内閣府令で定める基準（災害対策基本法施行規則第1条の9）。

- ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

○要配慮者とは

福祉避難所の対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになる。

要配慮者は、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）と定義されている。

第10節 安全管理の評価

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象・観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。

1 安全管理の評価の意義

安全管理が、現在有効に機能しているとしても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、職員の異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象・観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

2 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

安全管理の計画・体制	ア 学校安全計画の安全管理に関する計画は適切であったか。 イ 安全管理に関する危機管理マニュアル等は適切に機能するように作成されているか。 ウ 事件・事故災害における情報の収集や連絡体制が整えられているか。 エ 計画されたことが実行され、記録されているか。
校舎内外の施設・設備の安全点検と事後措置	ア 安全点検の実施要領が作成され、全教職員の共通理解が図られているか。 イ 安全点検は年間を通じて計画的に行われているか。 ウ 安全点検の結果に基づいて事後措置が適切に行われているか。 エ 日常の安全点検が児童生徒等の活動と相まって適切に行われその結果に基づいて適切な事後措置が行われているか。 オ 安全点検や事後措置の記録が適切に管理され、安全指導や安全管理に役立てられているか。 カ 不審者等の侵入に対する対策が立てられ、実行されているか。

学校生活の安全管理	<p>ア 児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故の発生状況が把握され、それらが日常の安全管理や安全指導に役立てられているか。</p> <p>イ 様々な教育活動や方法、あるいは活動の場所にかかわり、安全を確保するためのきまりや約束、使用規則などが明確にされているか。</p> <p>また、児童生徒等がそれらの必要性を理解して守り、安全に活動することができるか。</p> <p>ウ 理科、図工・美術、技術・家庭、体育等、教科における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。</p> <p>エ 情緒の安定を図るために、児童生徒等との日常的なかかわり関連する指導、環境の整備、相談活動体制の整備などが適切に行われているか。</p> <p>オ 学校生活の安全管理が、安全指導と関連付けられているか。</p>
通学の安全管理	<p>ア 通学路の設定、通学路の交通安全及び防犯上の安全確保のための点検・整備が適切に行われているか。</p> <p>イ 様々な通学方法について、安全のきまりや約束事などが明確に設定され、それが児童生徒等に徹底されているか。</p> <p>ウ 通学時の安全確保のために、保護者や地域の関係機関・団体等との連携を図っているか。</p>
危険等(事件・事故災害)発生時の救急及び緊急連絡体制	<p>ア 校内で事故が発生した場合の応急手当や通報の体制が確立されているか。</p> <p>イ 校内に不審者等が侵入した場合の緊急の対応について、体制が整備されているか。</p> <p>ウ 遠足、修学旅行、集団宿泊、クラブ活動等の校外で行われる教育活動において、危険箇所がチェックされているか。また、事故が発生した場合の救急及び緊急連絡体制が確立されているか。</p> <p>エ 火災、地震、津波、風水（雪）害、雷等の防災計画が立てられ、災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。</p> <p>オ 火災、地震、津波、風水（雪）害、雷等発生時の関係機関・団体等との連絡体制が確立されているか。</p> <p>カ 全職員が応急手当の手順や技能を取得できるなど、危機管理の様々な内容について、研修を行っているか。</p>

3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検討する。評価の担当者は、職員の中から選ばれるが、必要に応じて教職員全員で行ったり、児童生徒等を参加させたりするなど適宜検討する。評価の際には、以下のような情報が有用である。

- (1) 計画やマニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- (2) 計画やマニュアル等の内容の実施状況
- (3) 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- (4) 児童生徒等の安全にかかわる行動等の実態や規則などの遵守状況
- (5) 事件や事故・災害の発生状況
- (6) 事前の安全管理の状況（体制整備、教職員研修、避難訓練など）